

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第126号

未成年者が利用したオンラインゲームの課金で高額請求された！

未成年者が、親のクレジットカードを利用してオンラインゲームでアイテムを購入し、保護者に高額な請求が来たという相談が増加しています。

未成年者が行った契約は取り消すことができますが、法定代理人の同意があったとみなされたり、未成年者が詐術を用いたと判断されたりしてゲーム会社が取り消しに応じないケースがあります。契約取り消しの適用については、見解が別かれており、判例もまだありません。

【県内事例①】

クレジットカードの請求が高額だったので確認したところ、中学生の息子がタブレット端末でオンラインゲームでアイテムを購入するため、課金していたことがわかった。スマホの設定を息子と一緒にしたため、息子は私のクレジットカードのパスワードを知っていた。最初は少額の課金だったので、他の利用料金に紛れてわからなかったが、いろいろなゲームで少しずつ課金していたようだ。できれば返金してほしいが、どうしたらよいか。（契約当事者：中学生 男性）

【県内事例②】

クレジット会社から封書で督促状が届いた。〇月〇日までに20数万円を振り込まなければ、次回請求額と合わせ60数万円を一括請求するとのことだった。クレジット会社に問い合わせたところ、請求元が大手プラットフォーム会社とわかりそこへ問い合わせると、息子がスマホでオンラインゲームのアイテムを購入していた。息子を問いただすと「無料のゲームだったが、楽しくなったので、深く考えず繰り返し高額のアイテムを購入した」とのこと。高額のため支払えないし、息子が勝手に購入したので支払いたくない、どうすればよいか。

（契約当事者：10代 男性）

アドバイス

- 1、周囲の大人は、ゲームの料金体系や決済方法等を理解し、日ごろから子どもとゲームの利用ルールについてよく話し合しましょう。
- 2、クレジットカードやキャリア決済のパスワード等の管理には十分注意しましょう。利用ごとに通知をもらう設定をし、利用状況を確認するののも一つの方法です。
- 3、不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999